

平成28年11月29日
(第6回臨時会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正 について	---	1
議案第 2 号	美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部 改正について	---	2
議案第 3 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	---	3～ 22
議案第 4 号	専決処分について	---	23～ 30
議案第 5 号	専決処分について	---	31～ 33
議案第 6 号	専決処分について	---	34～ 41
議案第 7 号	平成28年度美瑛町一般会計補正予算について	---	42～ 50
議案第 8 号	平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算に ついて	---	51～ 56
議案第 9 号	平成28年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算に ついて	---	57～ 62
議案第10号	平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算 について	---	63～ 68
議案第11号	平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算について	---	69～ 72
議案第12号	平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算について	---	73～ 74
報告第 1 号	専決処分について	---	75
報告第 2 号	専決処分について	---	76
報告第 3 号	専決処分について	---	77

議案第1号

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成28年12月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

議案第2号

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成28年12月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

議案第3号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第5項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1（第3条関係）及び別表第2（第3条関係）を次のように改める。
別表第1（第3条関係）

行政職給料表

単位 円

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600

	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
再任用職員 以外の職員	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	

36	196, 200	246, 100	286, 000	330, 700	357, 900	385, 800
37	197, 500	247, 000	287, 600	332, 600	359, 300	387, 200
38	198, 800	248, 400	289, 300	334, 500	360, 600	388, 400
39	200, 100	249, 800	291, 100	336, 500	362, 000	389, 600
40	201, 400	251, 300	292, 900	338, 400	363, 400	390, 700
41	202, 700	252, 700	294, 600	340, 300	364, 700	391, 800
42	204, 000	254, 100	296, 300	342, 200	365, 600	393, 000
43	205, 300	255, 500	297, 900	344, 000	366, 700	394, 200
44	206, 600	256, 800	299, 500	345, 900	367, 800	395, 300
45	207, 800	258, 000	301, 200	347, 400	368, 600	396, 000
46	209, 100	259, 300	302, 900	348, 800	369, 500	396, 700
47	210, 400	260, 700	304, 500	350, 300	370, 400	397, 400
48	211, 700	262, 000	306, 200	351, 800	371, 300	398, 100
49	212, 800	263, 300	307, 300	353, 400	372, 200	398, 700
50	213, 900	264, 400	308, 800	354, 200	373, 000	399, 300
51	214, 900	265, 700	310, 300	355, 400	373, 800	399, 800
52	216, 000	267, 000	311, 900	356, 400	374, 600	400, 200
53	217, 100	268, 000	313, 500	357, 300	375, 300	400, 600
54	218, 100	269, 100	315, 100	358, 400	376, 000	400, 900
55	219, 000	270, 400	316, 700	359, 300	376, 700	401, 200
56	220, 000	271, 700	318, 200	360, 400	377, 400	401, 500
57	220, 600	272, 800	319, 700	361, 300	377, 900	401, 800
58	221, 500	273, 800	320, 900	362, 000	378, 500	402, 100
59	222, 300	274, 800	322, 100	362, 700	379, 100	402, 400
60	223, 200	275, 900	323, 300	363, 400	379, 800	402, 700
61	223, 900	277, 100	324, 000	363, 800	380, 200	403, 000
62	224, 900	278, 100	324, 900	364, 400	380, 900	403, 300
63	225, 700	279, 000	325, 700	365, 100	381, 500	403, 600
64	226, 600	280, 000	326, 500	365, 800	382, 100	403, 900

65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800	380,600	392,500	

95	294, 400	342, 300	381, 000	392, 800
96	294, 800	342, 700	381, 400	393, 000
97	295, 000	342, 800	381, 800	393, 200
98	295, 300	343, 300	382, 200	393, 500
99	295, 700	343, 700	382, 600	393, 800
100	296, 100	344, 000	383, 000	394, 000
101	296, 300	344, 300	383, 400	394, 200
102	296, 600	344, 700	383, 800	394, 500
103	297, 000	345, 100	384, 200	394, 800
104	297, 300	345, 500	384, 600	395, 000
105	297, 500	346, 000	385, 000	395, 200
106	297, 800	346, 400	385, 400	
107	298, 200	346, 800	385, 800	
108	298, 500	347, 200	386, 200	
109	298, 700	347, 700	386, 600	
110	299, 100	348, 100	387, 000	
111	299, 500	348, 400	387, 400	
112	299, 800	348, 700	387, 800	
113	299, 900	349, 200	388, 200	
114	300, 200			
115	300, 500			
116	300, 900			
117	301, 100			
118	301, 300			
119	301, 600			
120	301, 900			
121	302, 300			
122	302, 500			
123	302, 800			
124	303, 100			

	125		303,400				
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

単位 円

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900

22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100

52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	

81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600
86		288,700	324,600	345,500	387,000
87		288,900	324,800	345,800	387,400
88		289,100	325,200	346,100	387,800
89		289,500	325,600	346,500	388,200
90		289,700	326,000	346,800	
91		289,900	326,400	347,200	
92		290,100	326,800	347,500	
93		290,500	327,100	347,900	
94		290,700	327,300	348,200	
95		290,900	327,700	348,500	
96		291,200	328,000	348,800	
97		291,600	328,200	349,100	
98		291,900	328,500	349,500	
99		292,100	328,800	349,900	
100		292,400	329,100	350,300	
101		292,700	329,300	350,800	
102		292,900	329,600	351,200	
103		293,100	330,000	351,600	
104		293,400	330,200	352,000	
105		293,700	330,300	352,500	
106			330,600		
107			331,000		
108			331,200		
109			331,400		
110			331,800		

	111			332,200			
	112			332,600			
	113			332,800			
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000

別表第2 (第3条関係)

イ 医療職給料表 (二)

単位 円

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400
再任用職員	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100
以外の職員	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100

21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400

51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600

81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	392,300
95	281,800	314,900	348,300	366,000	392,800
96	282,800	315,500	348,900	366,300	393,300
97	283,600	316,200	349,300	366,900	393,700
98	284,400	316,500	349,700	367,400	394,200
99	285,000	317,100	350,200	367,900	394,700
100	285,900	317,800	350,600	368,400	395,200
101	286,700	318,200	351,100	369,000	395,600
102	287,500	318,800	351,500	369,500	396,100
103	288,300	319,400	352,000	370,000	396,600
104	289,100	320,000	352,400	370,400	397,100
105	289,800	320,400	352,700	371,000	397,500
106	290,300	320,900	353,200	371,500	398,100
107	290,800	321,400	353,600	372,000	398,700
108	291,300	321,900	353,900	372,500	399,100
109	291,500	322,300	354,400	373,100	399,500

110	291, 800	322, 700	354, 900	373, 500
111	292, 000	323, 000	355, 400	374, 000
112	292, 400	323, 300	355, 900	374, 500
113	292, 700	323, 700	356, 400	375, 100
114	292, 900	324, 100	356, 900	375, 600
115	293, 300	324, 500	357, 400	376, 100
116	293, 600	324, 800	357, 800	376, 600
117	293, 900	325, 000	358, 200	377, 100
118	294, 200	325, 300	358, 600	377, 600
119	294, 500	325, 700	359, 100	378, 100
120	294, 900	325, 900	359, 600	378, 600
121	295, 200	326, 100	360, 000	379, 100
122	295, 600	326, 400	360, 500	379, 600
123	295, 900	326, 700	361, 000	380, 100
124	296, 300	327, 000	361, 500	380, 600
125	296, 500	327, 200	361, 800	381, 100
126	296, 700	327, 500	362, 300	381, 600
127	297, 000	327, 900	362, 800	382, 100
128	297, 400	328, 100	363, 300	382, 600
129	297, 600	328, 200	363, 700	383, 100
130	297, 900	328, 500	364, 200	
131	298, 300	328, 900	364, 700	
132	298, 700	329, 100	365, 200	
133	298, 900	329, 400	365, 700	
134	299, 200	329, 800	366, 200	
135	299, 600	330, 200	366, 700	
136	299, 900	330, 600	367, 200	
137	300, 100	330, 900	367, 700	
138	300, 400	331, 300	368, 200	
139	300, 800	331, 700	368, 700	

140	301, 100	332, 100	369, 200
141	301, 300	332, 400	369, 700
142	301, 700	332, 800	
143	302, 100	333, 100	
144	302, 400	333, 500	
145	302, 500	333, 800	
146	302, 800	334, 200	
147	303, 100	334, 600	
148	303, 500	335, 000	
149	303, 700	335, 300	
150	303, 900	335, 700	
151	304, 200	336, 100	
152	304, 500	336, 500	
153	304, 900	336, 800	
154	305, 100		
155	305, 300		
156	305, 600		
157	305, 900		
158	306, 200		
159	306, 500		
160	306, 800		
161	307, 200		
162	307, 500		
163	307, 800		
164	308, 100		
165	308, 500		
166	308, 800		
167	309, 100		
168	309, 400		

	169	309,800				
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300

第2条 美瑛町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「場合(前条第2項第2号又は第4号)を「者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号)に、「以降」を「以後」に、「扶養親族たる」を「扶養親族としての」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの事実」を「、その事実」に、「これらの日」を「その日」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1

号」を「第1号」に改め、「(扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第20条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第5項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(美瑛町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第20条第2項及び附則第5項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成28年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与（美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第18号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第4条第1項から第3項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第4条第1項から第3項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第4条 平成27年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

2 平成27年3月31日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 平成27年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

4 前2項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第16条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年美瑛町条例第 号）附則第4条第1項から第3項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(扶養手当に関する特例)

第5条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用について

は、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に掲げる場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に掲げる場合を除く。）」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同

項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第4号

専決処分について

平成28年度の美瑛町一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成28年9月29日

平成28年度 美瑛町一般会計補正予算（第6号）

平成28年度美瑛町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,163,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月29日 専決

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,047,666	8,000	1,055,666
	1 国庫負担金	359,416	8,000	367,416
21 町債		1,607,800	80,500	1,688,300
	1 町債	1,607,800	80,500	1,688,300
歳入合計		11,075,300	88,500	11,163,800

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 災害復旧費		158,781	88,500	247,281
	1 公共土木施設災害復旧費	143,836	86,000	229,836
	2 農林業施設災害復旧費	14,945	2,500	17,445
歳出合計		11,075,300	88,500	11,163,800

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
災 害 復 旧 事 業	38,000	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以 内	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、町財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することができる。	118,500	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
合 計	1,607,800				1,688,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	1,047,666	8,000	1,055,666
	1	国庫負担金	359,416	8,000	367,416
		3	災害復旧費負担金	38,050	8,000
21		町 債	1,607,800	80,500	1,688,300
	1	町 債	1,607,800	80,500	1,688,300
		9	災害復旧債	38,000	80,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 公共土木施設災害復旧費負担金	8,000	1 公共土木施設災害復旧費負担金
1 公共土木施設災害復旧債	78,000	1 公共土木施設災害復旧債
2 農林業施設災害復旧債	2,500	1 農林業施設災害復旧債

(歳出)

13	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	災害復旧費	158,781	88,500	247,281	88,500	
1	公共土木施設災害復旧費	143,836	86,000	229,836	86,000	
1	現年発生災害復旧費	143,836	86,000	229,836	国庫支出金 8,000 地方債 78,000	
2	農林業施設災害復旧費	14,945	2,500	17,445	2,500	
1	農業施設災害復旧費	14,945	2,500	17,445	地方債 2,500	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	70,000	1 安全・安心なまちづくり	86,000
		(1) 公共土木施設災害復旧事業	86,000
15 工事請負費	16,000	整備・事業委託 (災害)	(70,000)
		工事請負費 (災害)	(16,000)
15 工事請負費	2,500	1 安全・安心なまちづくり	2,500
		(1) 農業施設災害復旧事業	2,500
		工事請負費 (災害)	(2,500)

議案第5号

専決処分について

平成28年度の美瑛町水道事業会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成28年9月29日

平成28年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成28年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	261,189千円	11,000千円	272,189千円
第1項 国庫補助金	70,050千円	5,500千円	75,550千円
第4項 企業債	111,700千円	5,500千円	117,200千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	296,723千円	11,000千円	307,723千円
第1項 建設改良費	247,742千円	11,000千円	258,742千円

第3条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
水 道 事 業	111,700千円	117,200千円

平成28年9月29日 専決

美瑛町長 浜 田 哲

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				261,189	11,000	272,189	台風9号災害費 災害補助	
	1. 国庫補助金			70,050	5,500	75,550		
		1. 国庫補助金			70,050	5,500		75,550
			国庫補助金		70,050	5,500		75,550
	4. 企業債				111,700	5,500		117,200
		1. 企業債			111,700	5,500		117,200
企業債				111,700	5,500	117,200		

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				296,723	11,000	307,723	台風9号災害費 本町地区導水管、白金地区送水管工事の実施設計費	
	1. 建設改良費			247,742	11,000	258,742		
		1. 配水及び給水 設備工事費			245,273	11,000		256,273
			委託料		6,100	11,000		17,100

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35,534千円は、過年度分損益勘定留保資金35,534千円で補てんするものとする。)

議案第6号

専決処分について

平成28年度の美瑛町一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成28年10月24日

平成28年度 美瑛町一般会計補正予算（第7号）

平成28年度美瑛町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,208,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年10月24日 専決

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,055,666	22,200	1,077,866
	1 国庫負担金	367,416	22,200	389,616
21 町債		1,688,300	22,200	1,710,500
	1 町債	1,688,300	22,200	1,710,500
歳入合計		11,163,800	44,400	11,208,200

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 災害復旧費		247,281	44,400	291,681
	1 公共土木施設災害復旧費	229,836	44,400	274,236
歳出合計		11,163,800	44,400	11,208,200

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
災 害 復 旧 事 業	118,500	証 書 借 入 又 は 発 行	3.0% 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	140,700	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
合 計	1,688,300				1,710,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	1,055,666	22,200	1,077,866
	1	国庫負担金	367,416	22,200	389,616
		3 災害復旧費負担金	46,050	22,200	68,250
21		町 債	1,688,300	22,200	1,710,500
	1	町 債	1,688,300	22,200	1,710,500
		9 災害復旧債	118,500	22,200	140,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 公共土木施設災害復旧費負担金	22,200	1 公共土木施設災害復旧費負担金
1 公共土木施設災害復旧債	22,200	1 公共土木施設災害復旧債

(歳 出)

13	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	災害復旧費	247,281	44,400	291,681	44,400	
1	公共土木施設災害復旧費	229,836	44,400	274,236	44,400	
1	現年発生災害復旧費	229,836	44,400	274,236	国庫支出金 22,200 地方債 22,200	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	32,400	1 安全・安心なまちづくり	44,400
		(1) 公共土木施設災害復旧事業	44,400
22 補償補填及 び賠償金	12,000	工事請負費 (災害)	(32,400)
		補償金 (災害)	(12,000)

議案第7号

平成28年度 美瑛町一般会計補正予算（第8号）

平成28年度美瑛町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,482,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,650,966	6,378	4,657,344
	1 地方交付税	4,650,966	6,378	4,657,344
12 分担金及び負担金		4,859	300	5,159
	1 負担金	4,859	300	5,159
14 国庫支出金		1,077,866	128,000	1,205,866
	1 国庫負担金	389,616	125,000	514,616
	2 国庫補助金	667,484	3,000	670,484
17 寄附金		23,247	5,722	28,969
	1 寄附金	23,247	5,722	28,969
18 繰入金		376,868	3,000	379,868
	1 繰入金	376,868	3,000	379,868
21 町債		1,710,500	131,200	1,841,700
	1 町債	1,710,500	131,200	1,841,700
歳入合計		11,208,200	274,600	11,482,800

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		66,957	311	67,268
	1 議会費	66,957	311	67,268
2 総務費		1,752,797	11,324	1,764,121
	1 総務管理費	1,709,273	11,324	1,720,597
6 農林水産業費		1,355,801	425	1,356,226
	2 耕地費	379,632	425	380,057
7 商工費		447,302	9,000	456,302
	1 商工費	345,069	9,000	354,069
8 土木費		1,865,266	△6,037	1,859,229
	4 都市計画費	749,771	△6,037	743,734
12 諸支出金		484,577	5,722	490,299
	1 普通財産取得費	23,775	5,722	29,497
13 災害復旧費		291,681	253,855	545,536
	1 公共土木施設災害復旧費	274,236	250,000	524,236
	2 農林業施設災害復旧費	17,445	3,855	21,300
歳出合計		11,208,200	274,600	11,482,800

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
過 疎 対 策 事 業 (ソフト分) 観 光 振 興 対 策 事 業	817,100 (4,600)	証 書 借 入 又 は 証 券 行 発 行	3.0% 以 内	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、町財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することがで きる。	819,900 (7,400)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
災 害 復 旧 事 業	140,700	証 書 借 入 又 は 証 券 行 発 行	3.0% 以 内	"	269,100	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
合 計	1,710,500				1,841,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,650,966	6,378	4,657,344
	1	地方交付税	4,650,966	6,378	4,657,344
		1	地方交付税	4,650,966	6,378
12		分担金及び負担金	4,859	300	5,159
	1	負担金	4,859	300	5,159
		3	農林水産業費負担金	4,685	300
14		国庫支出金	1,077,866	128,000	1,205,866
	1	国庫負担金	389,616	125,000	514,616
		3	災害復旧費負担金	68,250	125,000
	2	国庫補助金	667,484	3,000	670,484
		1	総務費補助金	16,350	3,000
	17		寄附金	23,247	5,722
1		寄附金	23,247	5,722	28,969
		1	寄附金	23,247	5,722
18		繰入金	376,868	3,000	379,868
	1	繰入金	376,868	3,000	379,868
		1	繰入金	376,868	3,000
21		町債	1,710,500	131,200	1,841,700
	1	町債	1,710,500	131,200	1,841,700
		5	商工債	31,200	2,800
	9	災害復旧債	140,700	128,400	269,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	6,378	1 普通交付税
1 耕地費負担金	300	1 基幹水利施設管理負担金 しろがね地区
1 公共土木施設災害復旧費負担金	125,000	1 公共土木施設災害復旧費負担金
1 総務管理費補助金	3,000	1 地方創生推進交付金
1 寄 附 金	5,722	1 まちづくり寄附金
1 繰 入 金	3,000	1 公共施設等整備基金繰入金
1 商 工 債	2,800	1 商工債 (1) 過疎対策(ソフト分) 観光振興対策事業債
1 公共土木施設災害復旧債	125,000	1 公共土木施設災害復旧債
2 農林業施設災害復旧債	3,400	1 農林業施設災害復旧債

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
1						
	議会費	66,957	311	67,268		311
1	議会費	66,957	311	67,268		311
	1 議会費	66,957	311	67,268		311
2						
	総務費	1,752,797	11,324	1,764,121		11,324
1	総務管理費	1,709,273	11,324	1,720,597		11,324
	1 職員給与費	1,154,116	6,454	1,160,570		6,454
	2 一般管理費	68,955	2,414	71,369		2,414
	12 諸 費	95,665	2,456	98,121		2,456
6						
	農林水産業費	1,355,801	425	1,356,226	300	125
2	耕地費	379,632	425	380,057	300	125
	3 基幹水利施設管理費	23,689	425	24,114	負担金 300	125

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	311	1 みんなで歩むまちづくり (1) 議会運営事業 職員手当	311 311 (311)
2 給 料	1,150	1 みんなで歩むまちづくり (1) 職員給料	6,454 1,150
3 職員手当等	5,304	一般職給料 (2) 職員手当 職員手当等	(1,150) 5,304 (5,304)
12 役 務 費	2,414	1 みんなで歩むまちづくり (1) 一般管理事業 通信運搬費(物)	2,414 2,414 (2,414)
8 報 償 費	2,363	1 みんなで歩むまちづくり (1) 行政諸費	2,456 44
12 役 務 費	49	補償金(補)	(44)
22 補償補填及 び賠償金	44	(2) まちづくり寄附管理事業 報償(物) 手数料(物)	2,412 (2,363) (49)
2 給 料	255	1 足腰の強い産業づくり (1) 基幹水利施設管理運営事業	425 425
3 職員手当等	170	給料(事) 職員手当等(事)	(255) (170)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7		商工費	447,302	9,000	456,302	8,800	200
	1	商工費	345,069	9,000	354,069	8,800	200
		3	観光費	102,307	9,000	111,307	国庫支出金 3,000 地方債 2,800 繰入金 3,000
8		土木費	1,865,266	△6,037	1,859,229		△6,037
	4	都市計画費	749,771	△6,037	743,734		△6,037
		2	公共下水道費	200,920	△6,037	194,883	
12		諸支出金	484,577	5,722	490,299	5,722	
	1	普通財産取得費	23,775	5,722	29,497	5,722	
		8	丘のまちびえいまちづくり基金費	23,246	5,722	28,968	寄附金 5,722
13		災害復旧費	291,681	253,855	545,536	253,400	455
	1	公共土木施設災害復旧費	274,236	250,000	524,236	250,000	
		1	現年発生災害復旧費	274,236	250,000	524,236	国庫支出金 125,000 地方債 125,000
	2	農林業施設災害復旧費	17,445	3,855	21,300	3,400	455
		1	農業施設災害復旧費	17,445	3,855	21,300	地方債 3,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	6,000	1 足腰の強い産業づくり	9,000
		(1) 白金温泉地区活性化事業	3,000
19 負担金補助 及び交付金	3,000	補助金(事)	(3,000)
		(2) 白金エリア観光戦略事業	6,000
		業務委託(事)	(6,000)
28 繰 出 金	△6,037	1 安全・安心なまちづくり	△6,037
		(1) 公共下水道事業特別会計繰出金	△6,037
25 積 立 金	5,722	1 みんなで歩むまちづくり	5,722
		(1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業	5,722
		積立金(積)	(5,722)
15 工事請負費	250,000	1 安全・安心なまちづくり	250,000
		(1) 公共土木施設災害復旧事業	250,000
		工事請負費(災害)	(250,000)
13 委 託 料	3,855	1 安全・安心なまちづくり	3,855
		(1) 農業施設災害復旧事業	3,855
		整備・事業委託(災害)	(3,855)

議案第 8 号

平成 28 年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 296 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35, 541 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 11 月 29 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 発電事業収入		37,834	△2,296	35,538
	1 発電事業収入	37,834	△2,296	35,538
歳入合計		37,837	△2,296	35,541

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,089	△2,296	6,793
	1 総務管理費	9,089	△2,296	6,793
歳出合計		37,837	△2,296	35,541

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1		発電事業収入	37,834	△2,296	35,538
	1	発電事業収入	37,834	△2,296	35,538
		1 発電電力収入	37,834	△2,296	35,538

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 発電売上収入	△2,296	1 発電売上収入

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1					
1	9,089	△2,296	6,793		△2,296
1	9,089	△2,296	6,793		△2,296
1	9,089	△2,296	6,793		△2,296

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△848	1 みんなで歩むまちづくり	△2,296
		(1) 職員給料	△848
3 職員手当等	△985	一般職給料	(△848)
		(2) 職員手当	△985
4 共 済 費	△463	職員手当等	(△985)
		(3) 職員共済費	△463
		共済費	(△434)
		臨時職員各種保険料	(△29)

議案第9号

平成28年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		751	43	794
	1 繰越金	751	43	794
歳入合計		16,786	43	16,829

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		4,766	43	4,809
	1 総務管理費	4,766	43	4,809
歳出合計		16,786	43	16,829

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	
4		繰越金	751	43	794	
	1	繰越金	751	43	794	
		1	繰越金	751	43	794

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	43	1 繰越金

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1					
1	総務費	4,766	43	4,809	43
1	総務管理費	4,766	43	4,809	43
1	一般管理費	4,766	43	4,809	43

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	3	1 みんなで歩むまちづくり	43
		(1) 職員給料	3
3 職員手当等	40	(2) 職員手当	40

議案第10号

平成28年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,037千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ450,898千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		200,920	△6,037	194,883
	1 繰入金	200,920	△6,037	194,883
歳入合計		456,935	△6,037	450,898

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		261,969	△6,037	255,932
	1 下水道管理費	111,181	△6,037	105,144
歳出合計		456,935	△6,037	450,898

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3		繰入金	200,920	△6,037	194,883
	1	繰入金	200,920	△6,037	194,883
		1 一般会計繰入金	200,920	△6,037	194,883

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△6,037	1 一般管理費繰入金

(歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		下水道事業費	261,969	△6,037	255,932	△6,037	
	1	下水道管理費	111,181	△6,037	105,144	△6,037	
		1 一般管理費	50,695	△6,037	44,658	繰入金 △6,037	

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△4,461	1 みんなで歩むまちづくり	△6,037
		(1) 職員給料	△4,461
3 職員手当等	△1,576	(2) 職員手当	△1,576

議案第11号

平成28年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成28年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	水道事業収益	329,487千円	13,200千円	342,687千円
第2項	営業外収益	98,898千円	13,200千円	112,098千円
		支 出		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	水道事業費用	327,892千円	1,619千円	329,511千円
第1項	営業費用	304,894千円	1,619千円	306,513千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35,534千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額34,434千円」に、「過年度分損益勘定留保資金35,534千円」を「過年度分損益勘定留保資金34,434千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	272,189千円	1,100千円	273,289千円
第1項	国庫補助金	75,550千円	5,910千円	81,460千円
第2項	一般会計補助金	42,688千円	△5,300千円	37,388千円
第4項	企業債	117,200千円	490千円	117,690千円

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
水道事業	117,200千円	117,690千円

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	31,568千円	△6,981千円	24,587千円

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 水道事業収益				329,487	13,200	342,687		
	2. 営業外収益			98,898	13,200	112,098		
		4. 他会計補助金			18,114	5,300		23,414
	一般会計補助金				18,114	5,300		23,414
	7. 国庫補助金				0	7,900		7,900
国庫補助金				0	7,900	7,900	台風9号復旧対策費(仮橋)	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明			
1. 水道事業費用				327,892	1,619	329,511				
	1. 営業費用			304,894	1,619	306,513				
		1. 原水及び浄水費			38,031	8,600		46,631	(災害対策費)	
			燃 料 費			753		1,600	2,353	発電機軽油代(仮送水)
			修 繕 費			2,459		2,000	4,459	仮橋撤去費
			賃 借 料			0		5,000	5,000	仮設材費(仮橋・発電機等)
		3. 総 係 費				57,695		△ 6,981	50,714	人事院勧告及び人事異動に
			給 料			14,958		△ 4,246	10,712	伴う給与調整
			手 当			7,119		△ 868	6,251	
	法 定 福 利 費				7,238	△ 1,867		5,371	共済組合負担金	

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				272,189	1,100	273,289	(災害対策費)	
	1. 国庫補助金			75,550	5,910	81,460	災害補助	
		1. 国庫補助金			75,550	5,910		81,460
			国庫補助金			75,550		5,910
	2. 一般会計補助金				42,688	△ 5,300	37,388	地方公営企業法第17条の3
		1. 一般会計補助金			42,688	△ 5,300	37,388	
			一般会計補助金			42,688	△ 5,300	
	4. 企業債				117,200	490	117,690	災害施設復旧費
1. 企業債				117,200	490	117,690		
		企業債			117,200	490	117,690	

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額34,434千円は、過年度分損益勘定留保資金34,434千円で補てんするものとする。)

議案第12号

平成28年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成28年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 病院事業費用	1,285,788 千円	4,756 千円	1,290,544 千円
第1項 医業費用	1,254,747 千円	4,756 千円	1,259,503 千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	737,061 千円	4,756 千円	741,817 千円

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 病院事業費用				1,285,788	4,756	1,290,544	給与改定、人事異動に伴う職員給与及び手当の支給増
	1. 医業費用			1,254,747	4,756	1,259,503	
		1. 給与費		699,761	4,756	704,517	
			職員給与	272,024	2,207	274,231	
			職員手当	153,209	2,549	155,758	

報告第1号

専決処分について

平成28年第3回美瑛町議会定例会において議決（平成28年6月17日）された、請負契約の締結について（議案第13号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成28年10月24日

〔資料〕

項目	変更前	変更後
工事名	北町団地2-1号棟建設工事	同左
契約金額	98,280,000円	98,820,000円
契約先	美瑛町丸山1丁目7番6号 新栄・大創経常建設共同企業体 代表者 有限会社 新栄建設 代表取締役 山本 正	同左
変更内容		駐車場の仮整備による経費の増額 埋設物処分量の確定による経費の増額 外装材の変更に伴う経費の増額

報告第2号

専決処分について

平成28年第2回美瑛町議会臨時会において議決（平成28年5月12日）された、請負契約の締結について（議案第4号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成28年11月8日

〔資料〕

項目	変更前	変更後
工事名	丸山通り線 道路改良舗装工事 (第1工区)	同左
契約金額	95,364,000円	95,763,600円
契約先	美瑛町旭町1丁目6番17号 株式会社 丸善建設 代表取締役社長 濁沼 一三	同左
変更内容		概数の精査

報告第3号

専決処分について

平成28年第3回美瑛町議会定例会において議決（平成28年6月17日）された、請負契約の締結について（議案第15号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成28年11月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成28年11月21日

〔資料〕

項目	変更前	変更後
工事名	丸山通り線 道路改良舗装工事 (第2工区)	同左
契約金額	100,224,000円	100,796,400円
契約先	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業 株式会社 代表取締役社長 濱塚 努	同左
変更内容		概数の精査

平成28年11月29日

美瑛町議会議長 濱田 洋一 様

平成28年度美瑛町議会決算審査特別委員会
委員長 野村 祐司

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
(認定第1号)	平成27年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
(認定第2号)	平成27年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
(認定第3号)	平成27年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
(認定第4号)	平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
(認定第5号)	平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
(認定第6号)	平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
(認定第7号)	平成27年度美瑛町水道事業会計決算の認定について	認定
(認定第8号)	平成27年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について	認定

発議第1号

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び美瑛町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年11月29日

提出者 議員 福原輝美子
賛成者 議員 角和浩幸
賛成者 議員 佐藤晴観

提案理由

人事院の給与勧告に準拠し、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものである。

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年美瑛町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成28年12月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。